7　保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることからも、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8　経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9　官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10　当面今後５年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後５年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第２条）。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後５年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第３　子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率　90.8％

全日制67.6％、定時制11.5％、通信制5.1％、中等教育学校後期課程0.1％、特別支援学校高等部4.9％、高等専門学校0.7％、専修学校の高等課程0.9％

㈱　法律第８条第２項第２号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第６条第１項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成25年４月１日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学部を卒業した者は含まれない。

（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年４月１日現在））

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率　5.3％

（注１）　平成24年４月の在籍者数の総数で、平成25年３月までに中退した者の数を除したもの。

（注２）　高等学校等には、高等学校（定時制・通信制を含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ）

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率

進学率　32.9％（大学等　19.2％、専修学校等　13.7％）

㈱　平成25年３月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中に卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年４月１日現在））

○生活保護世帯に属する子供の就職率

・中学校卒業後の進路

就職率　2.5％

・高等学校等卒業後の進路

就職率　46.1％

（注１）　平成25年３月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

（注２）　平成25年３月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中に卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年４月１日現在））

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路

進学率　96.6％（高等学校等　94.8％、専修学校等　1.8％）

就職率　2.1％

・高等学校等卒業後の進路

進学率　22.6％（大学等　12.3％、専修学校等　10.3％）

就職率　69.8％

（注１）　平成24年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成25年５月１日現在の進路。

（注２）　高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校（１学年～３学年）

大学等：大学、短期大学及び高等専門学校（４学年～５学年）

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

（出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ）

○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）　72.3％

㈱　母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。

（出所：平成23年度全国母子世帯等調査）

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路

進学率　93.9％（高等学校　92.8％、高等専門学校　1.1％）

就職率　0.8％

・高等学校卒業後の進路

進学率　41.6％（大学等　23.9％、専修学校等　17.8％）

就職率　33.0％

（注１）　中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月１日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

（注２）　高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、平成23年11月１日現在で大学等（大学及び短期大学）、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

（出所：平成23年度全国母子世帯等調査（特別集計））